

期限内納税は 社会のルールです

「市税の納付」つい、うっかり
お忘れてではありませんか？

今一度、お確かめください!!

- 納期限までに納付がないと50日以内に督促状が発送され、100円の手数料がかかります。
- さらに放置すると延滞金※が加算されます。

※延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合）を乗じて計算します。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満のときは切り捨てとなります。

- 督促状が発送された日から10日を経過する日までに完納されない場合は、**税負担の公平性を保つため**、やむを得ず財産の差押えによる滞納処分を行います。
- 悪質な滞納者については、県内各市町で構成される「三重地方税管理回収機構」へ徴収権を移管します。



●滞納がある

●期限内納付が困難である

●払いたくても払えない

そんな時は、放置せずに員弁庁舎 納税課に相談してください。

員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859

平成20年度 固定資産の縦覧

固定資産課税台帳をもとに作成された土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地または、家屋の価格をご覧いただくことができます。

記載内容	土地価格等縦覧帳簿…所在・地番・地目・地積・価格 家屋価格等縦覧帳簿…所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
期間	4月1日(火)～5月1日(木)（※閉庁日を除く）
閲覧できる方	土地価格等縦覧帳簿…市内に土地を所有し、固定資産税を納めている方 家屋価格等縦覧帳簿…市内に家屋を所有し、固定資産税を納めている方
場所	員弁庁舎 課税課 ※員弁庁舎以外では縦覧できません。

バイク・軽四輪等の廃車・名義変更の 手続きは3月中に

軽自動車税は、4月1日現在でバイクやスクーター、軽四輪、トラクターなどの車両を登録している方に課税されます。このため、**4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをしても、軽自動車税は課税されることになります。**処分（解体等）、盗難などにより車両がない方は廃車手続きを、また、車両を譲渡された方は名義変更の手続きをしてください。

■125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー

印鑑、ナンバープレートと標識交付証明書を持って、各庁舎総合窓口課または、員弁庁舎課税課へお越しください。

■軽自動車、軽二輪、二輪の小型自動車

手続き、必要書類等、詳しくは次の機関へおたずねください。

軽四輪（660cc以下のもの）……………最寄りの軽自動車検査協会 T 059-234-8431（三重県）

軽二輪（125ccを超え250cc以下のもの）…最寄りの軽自動車協会 T 059-234-8611（三重県）

二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）…最寄りの運輸支局 T 050-5540-2055（三重県）

員弁庁舎 課税課 T 74-5830 F 74-5859